

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和七年十二月十六日

職名	氏名	住所
理事	大 関 守 宏	埼玉県行田市大字南河原五百十六番地三

埼玉県知事 大野元裕